

丹波篠山市商工会産業振興活動事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、丹波篠山市商工会管内における、産業振興を目的とした、事業活動を行う任意の諸団体の支援を目的とする。

(助成金の交付対象)

第2条 丹波篠山市商工会（以下当会という）は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、産業振興活性化事業の活動費や計画策定費の一部を助成するものとし、当該助成の対象となる団体、対象経費及び助成金の額等については以下の通りとする。

- (1) 対象団体は、当会の認める産業振興を目的として積極的に活動をする、当会会員で構成される、やる気ある任意の団体とする。
- (2) 助成金は、補助対象経費の1/2以内とする。
- (3) 助成金にあてはまる経費は、チラシ、パンフレット等の作成、会場使用料、資料作成等、また、産業振興事業計画またそれに伴う各種調査経費等、その他当会が助成するにふさわしいと認めた経費とする。

尚、市補助金をあてる助成金部分に関しては「丹波篠山市商店街等にぎわい創造事業費補助金」に該当する経費とする。

(助成金の交付申請)

第3条 前条の助成金の交付を受けようとする団体は、産業振興活動事業助成金交付申請書(様式 1)に、次の各号に掲げる書類を添えて、これを丹波篠山市商工会会長(以下会長という。)に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約
- (2) 団体の構成員名簿
- (3) 事業の概要書(様式 1 - 2)
- (4) 事業の予算書(様式 1 - 3)
- (5) その他必要と認められる書類

(助成金交付及び不交付の決定)

第4条 会長は、前条の規定により提出された産業振興活動事業助成金交付申請書の審査を、産業振興活動事業助成金審査委員会（以下、審査委員会）に一任する。

- 2 審査会の委員は、総務財政委員長を含む若干名で組織し、適任と認める者を会長が指名する。
- 3 会長は、審査委員会が当該申請にかかる助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)を行うものとする。
- 4 審査委員会は、「交付決定」をする場合において、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 5 会長は、交付決定をしたとき、助成金交付決定通知書(様式 2)により交付決定の内容及びこれに付した条件を当該の団体に通知するものとする。
- 6 会長は、不交付決定をしたとき、助成金不交付決定通知書(様式 3)により不交付決定の理由を当該団体に通知するものとする。

(助成事業の着手の届出)

第5条 前条第 4 項の規定により「交付決定」を受けた当該団体が助成事業に着手したときは、その旨を会長に届け出るものとする。

(助成事業の内容等の変更・中止)

第6条 「交付決定」を受けた団体は、助成の対象となる活動助成内容等について、これを変更、または中止しようとする場合には、速やかに産業振興活動事業助成内容等変更・中止承認申請書(様式 4)により会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認申請書が提出されたときは、この内容を審査し、やむを得ないと認められるときには、これを承認し、その結果を産業振興活動事業助成内容等変更・中止承認(申請却下)通知書(様式 5)により当該団体に通知するものとする。但し当該事業中止の場合は、原則として助成金の交付は無いものとする。

(交付決定額の変更)

第7条 助成金の交付決定を受けた団体は、第 4 条第 3 項の規定により通知された助成金の額の変更を受けようとするときは、助成金交付変更申請書(様式 6)を会長が指定する期日までに、提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じて決定を行い、その旨を助成金交付変更決定通知書(様式 7)により、当該申請をした当該団体等に通知するものとする。

(助成事業実施経過状況報告)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、当該団体に対して産業振興活動事業実施経過状況報告書(様式 8)及びこれに必要な書類の提出を求めることができる。

(助成事業の完了報告)

第9条 当該団体は、助成事業完了報告の期限までに、産業振興活動事業完了報告書(様式 9)に必要な書類を添えて、会長に完了報告を行わなければならない。

(助成金の交付)

第10条 会長は、前条の規定による助成金の額を確定した後において、当該団体から提出される産業振興活動事業助成金請求書(様式 10)により助成金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 会長は、当該団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 会長は、前項の規定による交付決定の取り消しを行ったときは、その旨を助成金交付決定取消通知書(様式 1 1)により、当該団体に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定める事項について質疑が生じたとき、又はこの要綱に定めのない事項で必要が生じた場合は、会長と当該団体の双方協議の上別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 3 月 16 日から施行する。